

## 編 集 後 記

昨今の倫理観の低迷に義憤を感じる。

編集委員長 川 前 金 幸

昨今、某大学医学部が私立大学関連の研究資金申請を採択してもらうために、文部科学省の課長の息子の入学試験に便宜をはかった可能性が露呈された。それも最高学府のトップと文科省。関係各位は即座に解任、解雇となったものの、今の時代に？日本の教育という極めて重要な責任ある立場の方々が、このような収賄事件の関与を取りざたされてしまうという現実に、驚きと悲しみを感じる次第である。

今年度から「新臨床研究法」なる法律が制定され、研究に関する規定、予算等の授受や個人情報保護に関する順守が厳しく義務付けられた。今まで何気なく行っていた研究も倫理委員会や利益相反検討委員会等での審査を必要としている。研究計画を立てて、行う前に承諾、認可を得て、対象者への説明と同意および撤回を含めた研究内容についても公表しなくてはならない。インパクトファクターのついた雑誌等では、審査承認番号等も明示することが求められている。症例報告等の論文発表でも、患者や家族の同意を得るべきと考えられているが、一方では、雑誌によっては個人が特定できないのであれば、同意は必要ではない、とする雑誌もある。確かに、患者や家族の権利を守るという立場からすると、説明と同意は必要なのではないかと思われる。しかしながら、患者の転帰が好ましくなかった症例こそ医療者サイドの情報共有と今後の研鑽に役立つ意味で、何がしかのシステムが必要だろう。

大規模な臨床研究のみならず、小規模の臨床研究、症例報告に至るまで、過去とは違った負担が課せられているようにも見える。それに伴い、日々臨床で多忙を極めている医師、看護師、コメディカルの方々にとって、学術活動を行う上での手かせ足かせになっているような気もしないではない。しかしながら、このようなルールを守ることは不可欠であり、これらをクリアできるからこそ論文に形として掲載された時に、自他ともに認められ称賛され、将来への共有財産となりうるわけである。

平成30年4月に公布された新臨床研究法は、過去のさまざまな不具合と、個人情報の保護、利益相反、等々の経験から生み出されてきたものであり、パブリックコメントを求めながら進んできた経緯がある。法によって医療や医学を守るために形作られてきたとも言える。医学の進歩のためにみんなで順守しましょう。それにしても、冒頭の収賄、それも組織立っての悪行は、次元の違う話かもしれないが、「ならぬものはならぬ。」という、子供でも身に着けるべき「しつけ」がなくなっているのではと、落胆したのは私だけではないだろう。